

令和8年8月27日からの大雨に伴う災害に係る各種支援

対象地域 (8月27日現在)

以下 URL よりご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/index.html>

※適用地域は追加される場合がありますので、随時ご確認ください。

1. 東海大学支援制度

(1) 支援内容

1) 学校法人東海大学大規模自然災害等被災学生支援【給付】

2026 年度秋学期、2027 年度春学期の学費等納付金から被害状況により、1 年間あるいは半年間分を免除いたします。

また、「高等教育の修学支援新制度」採用者については、修学支援新制度で授業料減免となった学費等納付金額を本制度の減免対象額といたします。

対象者	減免対象
2021 年度以前の入学者（医学部医学科を除く）	授業料・教育運営費・施設設備費
2022 年度以降の入学者（医学部医学科を除く）	授業料
医学部医学科	教育充実費
その他諸会費等については減免対象外	

2) 東海大学後援会奨学金【給付】

学校法人東海大学大規模自然災害等被災学生支援第 1 種に採用の場合は 10 万円、第 2 種に採用の場合は 5 万円を給付します。

3) 東海大学学生安全会見舞金制度【給付】

東海大学学生安全会では救済が必要と判断された学生に対して見舞金を給付いたします。ただし、「東海大学学生安全会」に加入済みの者のみを対象とします。

(2) 対象者

次のいずれかに該当する者

- ① 原則として被災日に在学している学生の生計維持者（※1）が「災害救助法適用地域」に在住し、被災された方
- ② 生計維持者が「災害救助法適用地域」に単身赴任または出張等で重度の被災（死亡、行方不明、重傷）

を受けた方

※1：本制度における「生計維持者」とは、日本学生支援機構が定める「生計維持者」と同一の基準に基づく者を指します。「生計維持者」の考え方については、以下 URL よりご確認ください。

また、大学院生の方で、経済的な援助を誰からも受けておらず、生計維持者がいない場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

URL：https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html

（3）対象被害内容

次のいずれかに該当する場合

- ① 家屋全壊・全焼、半壊・半焼、流失・浸水
- ② 生計維持者の死亡・行方不明または重傷による入院等
- ③ 自営業の維持および再開の見通しが立たない場合
- ④ 生計維持者の会社が倒産または失職等に伴い家計状況が著しく悪化した場合
- ⑤ 家屋等破壊により生活に困窮を来している場合

（4）提出書類

- ① 東海大学被災者学費等納付金減免申請書（兼 東海大学後援会奨学金・東海大学学生会見舞金申請書）
- ② 罹災証明書
- ③ 生計維持者の所得証明書類（写し可）（※2）
- ④ 写真等被害状況の判るもの
- ⑤ 振込口座の通帳等のコピー（東海大学被災者学費等納付金減免申請書記載の保護者名義）

※2：

対象者	提出書類
会社員、公務員、アルバイト等の場合	源泉徴収票
自営業の場合	確定申告書
無職・無収入の場合 ※専業主婦も含む	非課税証明書等

（5）提出期限・提出先

提出期限：2027年2月12日（金）＜厳守＞

提出先：所属カレッジオフィス奨学金担当

2. 日本学生支援機構支援制度

日本学生支援機構における各種支援制度については、以下 URL よりご確認ください。

(1) JASSO 災害支援金【給付】

URL:<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

提出期限：2027 年 2 月 12 日（金）＜厳守＞

※2026 年 9 月に卒業予定の方は、2026 年 9 月 18 日（金）までにご提出ください。

提 出 先：所属カレッジオフィス奨学金担当

(2) 高等教育の修学支援新制度 家計急変採用【給付】

URL:https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/index.html

(3) 緊急採用・応急採用 【貸与】

URL:https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/index.html

お問い合わせ先

所属カレッジオフィス奨学金担当

<https://www.u-tokai.ac.jp/examination-admissions/scholarship/>